

千葉県告示第百八十六号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定により、知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

なお、昭和五十二年千葉県告示第四百七十三号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、平成二十七年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年三月十五日
千葉県知事 鈴木 栄 治

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。